

令和3年度

第4回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和3年7月15日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和3年度第4回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター10階101会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	11件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	32件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	2件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第6号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	2件
議案第7号	農用地利用配分計画（案）の意見について	1件
報告第1号	農地法第3条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第2号	農地法第3条の3の規定による届出について	6件
報告第3号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	15件
報告第4号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	41件
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
報告第6号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	15件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第4条）	1件
報告第8号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	7件

<出席委員> (17名)

1番	小川友安	2番	浅川政明
3番	深谷耕司	4番	齊藤元治
5番	清宮惠理子	6番	槁本泉
7番	長谷川秀明	8番	横山清亮
9番	長谷部衡平	10番	中村浩道
11番	秋庭重樹	12番	佐々木貴史
13番	猪野桃夫	14番	齊藤憲次
15番	石井一也	16番	市原律子
17番	高橋芳和		

<事務局説明員>

事務局長	表谷拓郎	次長	圓城寺英樹
次長補佐	齋藤聡子	農地活用班長	中村健一
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	長谷川隆之		

事業の運用資金については、権利者の関連法人からの支援を受け、今後事業規模を拡大していくことで黒字に転換を図るとのことです。

申請地の取得後の作目は、そば、小麦を予定しております。

議案書4ページをご覧ください。

つぎに第4項です。

本案件は、第5項と関連案件になりますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料9ページから16ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区千城台北3丁目に本店の所在する法人が、義務者であります若葉区大草町に在住の方外2名が所有する若葉区大草町および若葉区下田町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、農業従事者は茨城県の農園で研修を受講してきたとのことでした。

事業の運用資金については、農業のみで収支が安定するまでは、権利者法人と代表者が同一である法人における収益で賄う予定とのことでした。

将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのことでした。

申請地の取得後の作目は、パクチー、空心菜、ホーリーバジル、イタリアンバジル、唐辛子を予定しております。

議案書5ページをご覧ください。

つぎに第6項です。

お手元の資料17ページおよび18ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります千葉県八街市根古谷に在住の方が、義務者であります稲毛区山王町に在住の方が所有する若葉区加曾利町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

面接した権利者によりますと、現在千葉県八街市で営農しており、主に水稻を生産しております。

また、生活費用は、現在の水稻を中心とした農業による収入により賄っていくとのことでした。

将来においては、現在の規模を維持していきたいとのことでした。

申請地の取得後の作目は、梅を予定しております。

つぎに第7項です。

お手元の資料19ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります稲毛区長沼町に在住の方が、稲毛区長沼町の農地を、遺贈のため、所有権の持分を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、キャベツ、大根、ネギ、そら豆、落花生を予定しております。

議案書6ページをご覧ください。

つぎに第8項です。

本案件は、第9項と関連案件になりますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料20ページ及び21ページをご参照ください。

本案件は、第8項の権利者であります緑区大高町に在住の方と、第9項の権利者であります緑区おゆみ野有吉に在住の方が、第8項の権利の方が所有する緑区大高町の農地と、第9項の権利の方が所有する緑区平川町の農地を、農作業の効率化のため、所有権を交換するものです。

申請地の取得後の作目は、第8項はネギ、第9項は落花生を予定しております。

議案書7ページをご覧ください。

つぎに第10項です。

お手元の資料22ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区生実町に在住の方が、義務者であります中央区赤井町に在住の方が所有する中央区生実町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

つぎに第11項です。

お手元の資料23ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区赤井町に在住の方が、義務者であります中央区赤井町に在住の方外1名が所有する中央区赤井町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ジャガイモ、ネギ、そら豆、花を予定しております。

	<p>事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
楯本委員	<p>第1項について、まず権利者と義務者が同一であるため、農地法第3条に定める権利移動に該当しないのではないのでしょうか。また、賃借権は発生するのでしょうか。</p>
事務局	<p>権利者は株式会社、義務者は有限会社となっております。権利者である株式会社は酪農事業を継続するために設立した新会社であり、名称は同一ですが義務者とは別の法人です。義務者法人は不動産管理部門が残存しており、そこから株式会社である法人が土地を借りるため、賃借権が発生するものです。</p>
楯本委員	<p>第4項について、千葉県賃借料情報によると若葉区内の畑の賃借料は1平方メートル当たり最高額15円、最低額5円、平均額9.8円ですが、賃借料は1平方メートル当たり約160円とかなり高額です。権利者と義務者との相対契約なので言及すべきではないのかもしれませんが、何か理由があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>権利者は賃借料が高額であることは認識していますが、思い入れのある土地であるため、義務者との間で合意したとのことです。義務者は申請土地に隣接する市民農園の賃借料を参考にしたと思われます。なお、賃借料が高額であることによる地域調和要件への適合性について千葉県農業会議に確認したところ、適合しない事例としては、農業振興地域等の広大な農地が広がっているような地域において営農計画上赤字となる賃借料を設定し、地域の一般的な賃借料を著しく上げるおそれがあることが示されました。本案件は市街地に近い農地であり賃借料の波及効果が広範になる恐れが少ないこと、当賃借料が営農計画上赤字となる要因とはならないこと、賃借料に関して契約上秘密とすることとしてお</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>り周辺農家に金額を漏洩するおそれがないことなどから、地域調和要件に適合しないとはいえないと考えられます。</p> <p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第2号第1項から第27号につきまして、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>本案件は、第2項から第18項までと一体案件となりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料24ページから27ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>第1項から第11項は、太陽光発電施設用地とするための所有権の移転、第12項から第18項は、地上権を設定するものです。</p> <p>申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから北東に約1.7キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>現況は休耕地で、周辺は農地が広がっております。</p> <p>被害防除については、フェンスおよび土側溝、土堰堤を設置し、土砂の流出を防止します。</p>

排水については、雨水は自然浸透で処理します。

議案書の17ページをご覧ください。

つぎに第19項です。

本案件は、第20項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料は28ページから31ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、障害者福祉サービス事業所用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約2.4キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

第1種農地は原則転用不可とされておりますが、本件は、農地法施行令第4条第1項第2号で定める、申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業の用に供するものと判断されることから、第1種農地の例外として認められるものです。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留施設にて処理後、雨水管へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

議案書の18ページをご覧ください。

つぎに第21項です。

本案件は、第22項から第23項までと一体案件となりますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料は32ページから36ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、スポーツ施設用地の一部とするため、賃借権を設定するものです。

本案件は、サッカー場やテニスコートなど、約9ヘクタールの土地をスポーツ施設用地として整備し、申請土地である農地は開

発区域の調整池用地となります。

申請土地は、京成千原線、学園前駅北東に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が広がっております。

被害防除については、各施設用地に小堰堤を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を申請土地に整備する調整池で流出を抑制し、既存水路に放流します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

議案書の19ページをご覧ください。

つぎに第24項です。

本案件は、第25項および第26項と関連案件となりますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料は37ページから43ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから北東に約2.2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水は自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。

議案書の21ページをご覧ください。

つぎに第27項です。

お手元の資料は44ページから47ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、資材置場および駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR 誉田駅から北西に約1.7キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が広がっております。

被害防除については、ブロックおよび盛土を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水は自然浸透で処理します。

つぎに第28項です。

お手元の資料は48ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、JR 幕張駅から北東に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、概ね300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断しました。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留施設にて処理後、側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

議案書の22ページをご覧ください。

つぎに第29項です。

お手元の資料は49ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北に約2.8キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留施設にて処

理後、側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、農林漁業従事者の居住用建築物の建設のための開発行為にあたるものであり、都市計画法上の開発許可を要するものではありません。

つぎに第30項です。

お手元の資料は50ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、千葉東金道路中野インターチェンジから南西に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は農業集落排水に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、農林漁業従事者の居住用建築物の建設のための開発行為にあたるものであり、都市計画法上の開発許可を要するものではありません。

議案書の23ページをご覧ください。

つぎに第31項です。

お手元の資料は51ページ及び本日机上配布しております公図をご参照ください。

本案件は、通路用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉外房有料道路板倉インターチェンジから東に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除については、緩衝地を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水は自然浸透で処理します。

次に第32項です。

お手元の資料は52ページから53ページをご参照ください。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するもので

	<p>す。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南西に約1.2キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックおよびフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水は自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>楯本委員</p>	<p>第1項から第18項について、申請土地近辺を航空写真で確認したところ、千葉県立大宮高等学校の南側に太陽光発電設備が並んでおりますが、これらの増設となるのでしょうか。また、以前環境局が太陽光発電に関する勉強会を実施した際に資源エネルギー庁が示すガイドラインが配布されました。それによると、太陽光発電事業を実施する際は、地域との関係構築のため地域住民とのコミュニケーションを図り説明会を開催することとされています。こうした説明会としてどのようなものを実施されたのか、わかる範囲で教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず1点目ですが、本案件は千葉県立大宮高等学校の南側に並んでいる太陽光発電設備とは別であり、新規の設置となります。次に地域住民への説明会ですが、境界確定の立会い等を通して地域住民に同意を得ている他、千葉県立大宮高等学校にも説明をして同意を得ております。</p>
<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>補足ですが現地確認を行った際に、申請土地に隣接する住民の方から同意を得た記録を確認しました。</p>

清宮職務代理人	第19項及び第20項について、障害者福祉サービス事業を実施されるとのことですが、具体的にどのような事業を実施されるのでしょうか。
事務局	主に知的障害をお持ちの方が通所する施設を新設します。障害者の福祉施設であるため運営費用は主に公的資金で賄い、電線の金属部分を分離する作業により利用者の工賃を捻出することとなります。
清宮職務代理人	利用者の休憩場所があるかどうか、また通路が砂利敷きとなっております利用者が歩き辛くないでしょうか。
事務局	休憩場所については完備されています。また、身体の障害ではなく知的障害の方が利用する施設であり、通路が砂利敷きですが特段問題はないものと思われまます。
議長 (長谷部会長)	太陽光発電施設用地の案件に関して再生可能エネルギー特別措置法に該当し認定済みとのことですが、書面等で確認されているのでしょうか。
事務局	経済産業省が発行する認定証を確認しております。
議長 (長谷部会長)	第1項から第18項について、権利者が登記されている事業者であることは確認されていますか。
事務局	確認しております。
議長 (長谷部会長)	わかりました。そうした書面を資料に添付しないまでも、書面で確認したという旨を説明していただけるとよいと思います。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号各項について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号については許可と決定いたします。

<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について(一時転用)」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明願います。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の24ページをご覧ください。 第1項です。 併せて、資料の54ページから56ページをご覧ください。</p> <p>本件は、申請人である緑区大木戸町に所在を置く法人が、令和3年6月30日付で許可されました「搾乳牛舎施設建設」に伴い、機材・資材を搬入するための通路用地として一時的に使用したいというものです。 事業面積は672.96平方メートルです。 被害防除につきましては、雨水を自然浸透させます。 安全対策としましては、搬出入時に誘導員を配置します。 一時転用期間は、許可日より、令和4年3月31日までです。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第3号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の25ページをご覧ください。</p> <p>第1項及び第2項は同一案件ですので、併せてご説明いたします。</p> <p>被相続人が所有し耕作していた花見川区作新台5丁目の畑1筆、面積1,616平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようというものです。</p> <p>相続人である第1項の花見川区千種町在住の姉である農業相続人並びに第2項の習志野市実籾在住の妹である農業相続人が、被相続人から引き続き耕作を行っていることを、岩井推進委員と事務局職員にて、7月2日現地調査を実施し確認しております。</p> <p>なお、相続人の共有持ち分は、それぞれ2分の1となっております。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。</p>
<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明願います。</p> <p>ご説明いたします。 議案書の26ページをご覧ください。 第1項です。</p> <p>花見川区幕張町1丁目在住の方が所有している、同区幕張本郷1丁目の畑1筆、面積932平方メートルについて、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であったことを、令和3年6月29日の現地調査により、伊原推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。 事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。</p>

<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>それでは、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>議案書の27ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、千葉県四街道市大日所在の農地所有適格法人が、若葉区小倉町在住の方が所有する同町の畑6筆、合計面積5,099平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「牧草」です。</p> <p>第2項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る一括方式の案件です。</p> <p>緑区おゆみ野在住の農家の方が、若葉区小倉町在住の方が所有する同区貝塚町の畑1筆、面積178平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「小松菜、キュウリ」です。</p> <p>第1項から第2項の合計面積は、5,277平方メートルです。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>第1項から第2項について、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。</p> <p>議案第6号についての説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>

議場	<p style="text-align: center;">—— 挙 手 ——</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第6号については、原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「農用地利用配分計画案の意見について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
事前審査第2班 (長谷川班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の29ページをお願いします。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案についての意見を求められたものであり、農地中間管理事業の分割方式の案件です。</p> <p>農地中間管理事業による農地の貸借を成立させるには、貸し手と機構、機構と借り手の2段階の貸借の手続きをする必要がありますが、本案件は、以前に機構が中間管理権を取得し、県の認可を受けて担い手へ貸し付けていた農地について、その中途解約に伴い、機構が新たな借り手に貸し付けるものです。</p> <p>意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と借り手の貸借が成立します。</p> <p>第1項は、緑区板倉町の田3筆、合計面積2,125平方メートルを、同区大椎町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和8年9月30日までの約5年2カ月、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>事前審査第2班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
議場	<p style="text-align: center;">—— 質問・意見等なし ——</p>

議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>—— 挙 手 ——</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第7号は、「意見なし」と決定いたします。</p>
事務局	<p>以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第8号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。</p> <p>報告案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の30ページをご覧ください。 報告第1号「農地法第3条の規定による許可処分取消願について」は許可処分を受けた当事者が当該許可処分の取消しを受けようとするもので、1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、取消処分許可指令書を交付いたしました。</p> <p>議案書の31ページをご覧ください。 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案6件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の32ページをご覧ください。 報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の33ページまでに15件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の34ページをご覧ください。 報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の39ページまでに41件ご</p>

	<p>ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の40ページをご覧ください。</p> <p>報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、3件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。</p> <p>議案書の41ページをご覧ください。</p> <p>報告第6号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、議案書の42ページまでに15件ございました。申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の43ページをご覧ください。</p> <p>報告第7号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第4条）」は、1件ございました。内容につきましては、6月の総会で審議されたもので、6月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>議案書の44ページをご覧ください。</p> <p>報告第8号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、7件ございました。内容につきましては、6月の総会で審議されたもので、6月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>報告案件につきましては、以上でございます。</p> <p>議長 (長谷部会長)</p> <p>ありがとうございました。 ただいまの報告第1号から第8号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>横山委員</p> <p>報告第1号について、議案第6号第2項と関連しますが、元々売買契約をして許可を得たものについて、取り止めるということですか</p>
--	---

